

鹿児島市営住宅屋外広告物設置事業者募集要項 (制限付き一般競争入札)

鹿児島市が行う市営住宅屋外広告物の設置に関する制限付き一般競争入札に参加する者は、この募集要項及び市営住宅敷地等広告掲出仕様書（別紙１）の各事項を承知の上、申し込むこと。

１ 入札物件（設置場所等）

(1) 入札物件は以下のとおりです。詳細は、物件説明書（別紙２）をご覧ください。

物件番号	設置場所 (物件説明書（別紙２）参照)	所在地	設置基数
1	辻ヶ丘住宅	東坂元２丁目４１番	１基
2	下伊敷住宅	下伊敷１丁目１５番	１基
3	下伊敷住宅	下伊敷１丁目１５番	１基
4	真砂本町住宅	真砂本町５番	１基
5	真砂本町住宅	真砂本町５番	１基
6	宇宿（六丁目）住宅	宇宿６丁目１番	１基
7	宇宿（六丁目）住宅	宇宿６丁目１番	１基
8	宇宿（六丁目）住宅	宇宿６丁目１番	１基
9	紫原住宅（Ａ）	紫原６丁目１４番	１基
10	紫原住宅（Ａ）	紫原６丁目１４番	１基
11	紫原住宅（Ａ）	紫原２丁目６番	１基
12	紫原住宅（Ａ）	紫原２丁目６番	１基
13	紫原住宅（Ａ）	紫原２丁目６番	１基
14	紫原住宅（Ｂ）	紫原１丁目５番	１基
15	紫原住宅（Ｄ）	紫原１丁目２０番	１基
16	玉里団地住宅	玉里団地３丁目４６番	１基
17	玉里団地住宅	玉里団地３丁目４７番	１基
18	玉里団地住宅	玉里団地３丁目４７番	１基

(2) 入札にあたっては、次の点に注意すること。

- ① 屋外広告物設置に係る申請その他物件を使用するために必要な手続及び費用は原則として受注者負担とする。
- ② 物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行っていない。
- ③ 物件は、現状有姿とする。このため、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等）及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても、現状有姿のままとする。
- ④ 契約期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了する場合には、受注者の費用をもって物件の上に存する建物又は工作物その他受注者が物件に付属させたものを撤去し、物件を現状に回復して返還すること（ただし、鹿児島市が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。）。
- ⑤ 現地説明は行わない。また、物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現状と差異が生じた場合には現状を優先する。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）とする。

ただし、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、受注者が設置条件等のいずれかに違反する行為を行ったときその他市が必要と認めるときは、契約を解除することがある。なお、更新は行わない。

3 広告料及び設置条件等

(1) 広告料等

① 広告料（年額）

広告料においては、落札価格とする。

② 電気使用料

電気使用料は、受注者が直接電力会社と契約の上、支払うものとする。

③ 広告料の支払方法

市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入すること。

④ 屋外広告物の設置及び撤去に要する費用

屋外広告物の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て受注者の負担とする。また、設置に支障となる植栽等がある場合は、住宅課に確認の上、受注者において撤去等を行うこと。

(2) 行政財産目的外使用料

受注者は本市に契約金額とは別で、行政財産目的外使用料の納付を行うこと。

(3) 使用上の制限

① 物件の用途は屋外広告物に限定し、現状有姿とする。

② 屋外広告物を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(4) 設置する屋外広告物の条件及び維持管理の遵守事項

① 市営住宅敷地等広告掲出仕様書（別紙1）のとおり。

(5) 広告内容の制限

鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、市営住宅敷地等広告掲出募集要領を遵守すること。

(6) 広告原稿の提出

次のとおり広告の原稿を提出すること。

- ① 広告原稿の提出期限は、広告を掲出する日の1か月前とする。
- ② 広告原稿の型式は、PDF ファイルとする。
- ③ 広告原稿は、広告の内容を審査し、広告掲出の可否を判断する。
- ④ 広告内容について、修正を指示することがある。

4 入札参加資格要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込み時点において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 納期の到来している市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等所有する者にあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）を完納していること。
- (7) 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、屋外広告物の設置・運営業務を直接の業とする実績を有すること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 入札参加申込

入札に参加する者は、「制限付き一般競争入札参加資格審査申請書」（様式第1）に必要事項を記入・記名のうえ、添付書類を添えて申し込みをすること。

(1) 受付期間

令和7年10月24日（金）から令和7年11月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建築部住宅課住まい計画係（東別館4階）

電話 099-216-1363（直通）

(4) 必要な書類（各1部）

次の書類を直接持参すること（郵送不可）。

- ① 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1）
- ② 鹿児島市発行の市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等有する者にあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）の滞納がないことの証明書（本公告の日以降に発行されたもの）
- ③ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ④ 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、屋外広告物の設置・運営業務を直接の業として行っていたことが確認できる書類（任意様式）
- ⑤ 委任状（様式第3）（本社が市外にあり、市内の支社等が申請者になる場合は必要。委任者は実印を押印）
- (⑥ ⑤の添付資料として、印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）)

(5) 入札物件の確認

入札物件については、事前に現地を確認しておくこと。

6 入札参加資格の確認

入札参加申込者には、審査後「入札参加資格確認通知書」（様式第2）により令和7年11月19日（水）までに結果を通知する。

7 入札日時及び場所

(1) 入札日時

日付	物件番号	時間
令和7年11月28日（金）	1	午後1時30分から
	2	午後1時40分から
	3	午後1時50分から
	4	午後2時00分から
	5	午後2時10分から
	6	午後2時20分から
	7	午後2時30分から
	8	午後2時40分から
	9	午後2時50分から
	10	午後3時00分から
	11	午後3時10分から
	12	午後3時20分から
	13	午後3時30分から
	14	午後3時40分から
	15	午後3時50分から

	1 6	午後 4 時 0 0 分から
	1 7	午後 4 時 1 0 分から
	1 8	午後 4 時 2 0 分から

(2) 入札場所

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市役所 本館 3 階 物品第 1 入札室

8 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市契約規則第 5 条第 3 号の規定により免除とする。

9 予定価格

設定する。

10 入札方法等

(1) 受付

入札の受付は、入札開始予定時間の 1 0 分前から行う。

(2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、入札開始前に、委任状（様式第 4）を提出すること。

(3) 入札方法

① 入札書（様式第 5）に契約件名、設置場所、入札金額、日付を記入し、入札者の住所・氏名を記名すること。

② 入札金額は、見積もった契約希望金額（年額）の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を算用数字で記入すること。

③ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできないので注意すること。

④ 入札回数は 3 回までとする。

(4) 開札方法

入札締切後、直ちに開札を行う。

(5) 落札者の決定方法

① 開札の結果、予定価格以上で最高の金額をもって入札した者を落札者とする。

② 落札者となる同価格の入札者が 2 名以上あったときは、くじにより落札者を決定する。
なお、くじは辞退することができないものとする。

③ 開札の結果、予定価格に達しない場合は直ちに再入札を行う。なお、再入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入すること。

④ 再入札（再々入札含む。）をしても予定価格に達しない場合は、入札を終了する。

11 入札の際の持参品

(1) 入札参加資格確認通知書（様式第 2）

(2) 委任状（様式第 4）

※ 本人が入札に参加する場合は、委任状は不要

(3) 入札書（様式第5）

再入札を行う場合もあるので、コピーしたものを数枚準備すること。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) 再度入札における前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- (7) 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 契約の締結

- (1) 落札者は、令和7年12月3日（水）までに、次の書類を提出すること。
 - ① 協定書（記名押印したもの3部）及び契約に必要な書類（印鑑証明書、収入印紙）
 - ② 設置場所への屋外広告物の配置図
 - ③ 屋外広告物の設置工法を示した図面
 - ④ 行政財産目的外使用許可申請書（様式第6）
 - ⑤ その他参考となる書類

※ 期限までに契約書等を提出しない場合は、落札は無効となるので注意すること。

- (2) 契約の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

※ 契約物件は、受注者の責任において原状回復し返還するものであり、契約保証金は万一これが困難又は不可能となったときの担保のためである。そのため、受注者側において原状回復がなされたときに、契約保証金は返還する。

- (3) 協定書（案）は、別紙3のとおり。

1 4 その他

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付契約を締結しなかった場合は、契約を締結せずに受注者としての決定を取り消す。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、鹿児島市契約規則、鹿児島市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理するものとする。

1 5 お問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建築部住宅課住まい計画係（東別館4階）

電話 099-216-1363（直通）